

本所にて小規模事業者持続化補助金の説明等をして頂いている2名の中小企業診断士に、申請書の書き方のポイント(経営計画や補助事業計画など)をお伺いしました。

持続化補助金申請のためには、経営計画と補助事業計画の2つを作成する必要があります。経営計画では、企業概要、顧客ニーズと市場の動向、自社の提供する商品・サービスの強みなどを記載します。補助事業計画では、販路開拓の取り組み・効果などを記載します。

なお、持続化補助金の概要については、会報2020年6月号もしくは、下記をご覧ください。

一般型：<https://r1.jizokukahojokin.info/>、コロナ型：<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

(日本商工会議所ホームページ)

中小企業診断士
痴山 洋次郎 氏



「〇〇をしたい」から補助金を活用したいと考える事業者さんが多いと思います。その「〇〇をしたい」が補助事業計画です。補助事業計画の実現可能性・適切性・創意工夫要素が事業計画の有効性として大きく評価されます。そのために、経営計画（自社の製品サービスの強みや機会、事業経験、売上利益の推移、顧客ニーズ等）を見直し・整理していただく必要があります。

中小企業診断士
柴田 竜幹 氏



経営計画と補助事業計画の作成ポイントは、具体的に書くことです。経営計画は、お客様からの評価や自社しかできない事など自社の強みを具体的に書きます。補助事業計画は、誰をターゲットにするか、ターゲットに何を提供するか、又、どの様に生産や営業を行いターゲットに届けるかなどの方向性を具体的に書きます。

小規模事業者持続化補助金の制度拡充

○拡充点①：コロナ型（類型B又はC）の補助率アップ

○拡充点②：事業再開枠の創設（単独申請不可、一般型もしくはコロナ型とセットで申請可）

参考 <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522002/20200522002.html>（経済産業省ホームページ）

申請枠	一般型	コロナ型（類型A）	コロナ型（類型B又はC）
補助上限・補助率	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
【事業再開枠】50万円・定額（10/10）※			

※ただし、持続化補助金（一般型又はコロナ型）の交付決定額を超えない範囲とします

【参考】

コロナ型の申請要件	補助事業に係る経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること 類型A：サプライチェーンの毀損への対応 (例)・部品調達困難による部品製造の内製化・出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 等 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換 (例)・自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入 等 類型C：テレワーク環境の整備 (例)・WEB 会議システム、シンククライアントシステムの導入 等
事業再開枠の対象	業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策 ・消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等） ・換気設備 ・その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等） ・掲示、アナウンス（従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの）